

# 監査報告書

令和 6年 5月 31日

学校法人 育英館

理事会 御中

評議員会 御中

監事 村上 博保



監事 小林 一郎



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人育英館の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

監査の結果、学校法人育英館の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上

令和 6年 5月 31日  
この写しは、原本と相違  
ないことを証明する。

学校法人 育英館  
理事長 松尾 恵子

